



We are smile producers!

第55期 定時株主総会 招集ご通知



2025年12月25日（木曜日）

午前10時

（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）



札の辻スクエア 11階 ホール小
東京都港区芝五丁目36番4号

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違
えのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項 第55期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案
定款の一部変更の件

第2号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

第3号議案
公益財団法人アミファ・デザイン・アート
振興財団への支援を目的とした第三者割
当による自己株式の処分の件

株式会社アミファ
証券コード 7800

自由なアイディアとピースフルなモノづくりで すぐ近くのワクワクを、ひとりひとりに。

創業50周年を機に、私たちは全社員の声を集めてパーパスを再定義いたしました。この新たなパーパスを胸に、ステークホルダーの皆様により一層ご支持いただける企業を目指してまいります。

株主の皆様へ



株主の皆様には、日頃より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。
このたび、第55期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

昨今、円安、人件費の上昇、物価高などが私たちの暮らしに影響を及ぼしており、
加えて国際情勢や通商政策の変化などから、景気の先行きには不透明感が続いております。

こうした環境下においても、当社は消費者ニーズやトレンドを的確に捉えた新商品開発に積極的に取り組んでまいりました。また、売場提案力強化、原価低減、生産性向上にも努めた結果、売上高は設立以来最高を記録し、また損益面でも昨期の赤字から黒字へとV字回復を果たすことができました。

この第55期の成果に甘んじることなく、社員一人ひとりの力を結集し、さらなる付加価値の創造、拡大に挑戦してまいります。

今後もお客様の期待に応えるとともに、さらなる収益力向上を図り、株主の皆様からのご期待にお応えしてまいります。

引き続き、皆様からの温かいご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長 藤井 愉三

証券コード 7800
2025年12月4日
(電子提供措置の開始日2025年12月2日)

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目13番5号
株式会社アミファ
代表取締役社長 藤井 愉三

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
<https://www.amifa.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝五丁目36番4号
札の辻スクエア 11階 ホール小 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第55期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団への支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件 |

以 上

■議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 株主総会へのご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2025年12月24日（水曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、1ページに記載のウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては法令、当社定款第15条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2026年5月に東京都港区所在の本社を東京都渋谷区に移転することを予定しておりますので、当社定款第3条の本店所在地に関する規定を変更するとともに、当該変更の効力発生日を2026年5月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日とするため当社定款附則第2条に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。 (略) 附則 (新設)</p>	<p>第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。 (略) 附則 第2条 本則第3条の変更は、2026年5月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、指名・報酬委員会の審議を経て候補者を選定しております。

取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名					取締役会出席状況
1	ふじ	い	ゆう	ぞう	再任	16回／16回 (100%)
2	藤	井	愉	三	再任	16回／16回 (100%)
3	みつ	い	とし	ゆき	再任	16回／16回 (100%)
4	三	井	俊	行	再任	16回／16回 (100%)
	よね	だ	こう	ぞう	社外取締役	
	米	田	康	三	独立役員	16回／16回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は社外取締役候補者であります。
3. 米田康三氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社と米田康三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、米田康三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①補填の対象となる保険内容

被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。

②保険料

保険料は全額会社が負担しております。

「監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明」

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役1名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

候補者番号

1



所有する当社株式の数
1,018,400 株

ふじ い ゆうぞう
藤井 愉三

(1958年6月21日生)

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年 4月 当社入社
1991年 3月 当社取締役
1995年 2月 当社代表取締役社長 経営全般、内部監査室担当
2022年12月 当社代表取締役社長 経営全般、経理部担当、
内部監査室担当（現任）
2024年 2月 公益財団法人 アミファ・デザイン・アート振興財団
代表理事（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と
知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献する
ことができるから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式
数は、同氏の資産管理会社株式会社ウイステリアウェルが保有する株式数を含めて
あります。

候補者番号

2



所有する当社株式の数
25,400株

ふじ い としゆき
藤井 俊行

(1962年10月21日生)

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年 4月 当社入社
1991年 3月 当社取締役
1995年 2月 当社専務取締役 社長補佐、営業部門統括
2024年10月 当社専務取締役 社長補佐、経営企画室担当、マーケティング開発
室担当、生産計画室統括、情報システム室統括、営業部門統括、業
務推進部統括（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井俊行氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と
知見・見識を有しており、当社の経営企画室、マーケティング開発室、生産計画
室、情報システム室、営業部門、業務推進部の体制強化及び効率化に貢献する
ことを期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3



みつい なおみ
三井 直美

(1959年3月13日生)

再任

所有する当社株式の数
520株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 関澤法律事務所入社
2005年 7月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2020年 9月 当社入社 管理部副部長
2021年 10月 当社人事総務部長
2022年 1月 当社執行役員人事総務部長
2022年 12月 当社取締役人事総務部長（現任）

■取締役候補者とした理由

三井直美氏は、事業会社における人事総務に関する長年の経験と幅広い知見を有し、当社の人事制度の改革、システム化推進に貢献してきており、さらに経営人材の確保・育成に貢献することを期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4



よね だ こうぞう
米田 康三

(1948年6月18日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数
30,000株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2005年 6月 平田機工株式会社代表取締役社長
2014年12月 当社社外取締役（現任）
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米田康三氏は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくことを期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。

第3号議案 公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団への支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団（以下「本財団」という。）の活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

本財団は、美術・芸術系の大学、専門学校等に在籍するデザイン、アート、クラフト等の分野で将来性のある優秀な学生を、奨学金給付等を通じて助成・育成することにより、日本のデザイン・アート界の隆盛に寄与することを目的として、2024年2月に一般財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団として設立されました。本財団の事業を通じて、当社は、“We are smile producers!”を企業理念として掲げ、情熱あふれるアートや美しいデザインに振れる喜びを身近な暮らしへ提供すること、ひいては弊社のパーサスである「自由なアイディアとピースフルなモノづくりで、すぐ近くのワクワクを、ひとりひとりに。」を安定的・永続的に追求する環境を作ることにつながると考えております。また、本財団は2024年10月17日付で内閣府より公益財団法人の認定を受けております。

本自己株式の処分は、本財団が継続的かつ安定的に活動を行う原資を拠出するため、本財団に對して行うものであります。本財団は、当社株式を取得し、公益法人認定法第5条第19号に規定する不可欠特定財産（基本財産）として永続的に保有するとともに、当社株式の配当等を原資として活動いたします。

この公益活動は当社の事業観点からも当社の企業価値向上に資するものであると考えております。1株1円という処分価格は合理的と考えております。また、本自己株式の処分における希薄化の規模は、発行済株式総数に対して6.18%（総議決権数30,137個に対して6.64%）であるものの、本財団は割当てられた株式を基本財産に組み入れ永続的に保有する予定であり、本件処分株式が市場に流出することなく、株式市場への影響は軽微であると考えております。

上記の趣旨に鑑みまして、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、自己株式を処分すること、及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

処分する自己株式の概要

①処分株式数の上限	普通株式200,000株
②払込金額の下限	1株につき1円
③調達資金の額	200,000円
④募集または処分方法	第三者割当による処分
⑤処分予定先	公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団
⑥処分期日	未定
⑦決定の委任その他	上記に定めるもののほか、本件自己株式処分に係る募集事項の決定は、取締役会に委任いたします。

本財団の概要

ア 名称	公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団
イ 所在地	東京都港区北青山2丁目13番5号
ウ 代表者の役職・氏名	代表理事 藤井 愉三
エ 活動内容	美術・芸術系大学・専門学校等に在学する学生に対し奨学金を給付することにより、社会に有用な人材の育成に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 美術・芸術系大学・専門学校等に在学する学生に対する奨学金の給付事業 (2) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業
オ 拠出金	3,000,000円
カ 活動原資	年間3,800,000円～5,200,000円
キ 設立年月日	2024年2月1日 (2024年10月17日付で公益財団法人に移行)
ク 決算期	7月
ケ 当社との関係	
人的関係	当社代表取締役が本財団の代表理事、当社社外取締役2名が評議員及び監事を兼務しております。
取引関係	本財団運営事務局業務を受託しております。

(ご参考) 独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。
- (2) 当社の取引先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。
- (3) 当社の取引先であって、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。
- (4) 当社の借入先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。
- (5) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。
- (6) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

(ご参考) 議案が原案通り承認可決された場合、取締役・監査等委員の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下の通りとなります。

	氏名	企業経営	経理財務	人事労務	法務 リスクマネジメント 内部統制	ICT デジタル	生産・物流 品質・技術	営業 事業戦略 新規事業
取 締 役	藤井 愉三	●	●			●	●	●
	藤井 俊行			●	●	●	●	●
	三井 直美			●	●			
	米田 康三	●	●	●				
監 査 等 委 員 役	阿部 正典		●	●	●			
	山田 昭				●			
	高山 昌茂		●		●			

(注) 上記一覧表は、全ての専門性と経験を表すものではありません。

以上

事 業 報 告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2024年10月1日至2025年9月30日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調での動きがみられるものの、インフレや円安の継続による消費者物価上昇の影響は大きく、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

こうした環境下、当社は、クリスマス、バレンタインなどのイベントをはじめ、新企画や新商品の提案に積極的に取り組み、主要顧客である100円ショップ各社に向けてライフスタイル商品の販売に注力した結果、売上高は前期を上回り、設立以来最高を記録いたしました。また、損益につきましては、円安環境が継続する中でも売場提案力の強化や売れ筋商品の集中などによる販売と継続した原価低減、また、販売費及び一般管理費の削減等により、前期より大きく改善し、前期の赤字決算から脱却し黒字決算となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高88億42百万円（前期比2.8%増）、営業利益は2億70百万円（前期は2億98百万円の営業損失）、経常利益は2億39百万円（前期は2億86百万円の経常損失）、当期純利益は1億94百万円（前期は2億83百万円の当期純損失）となりました。

なお、当事業年度における当社のライフスタイル商品の商品群別累計売上高は、「ワンプライス商品」が82億12百万円（前期比1.1%増）、「チープライス商品」が6億29百万円（前期比30.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は15百万円であり、その主なものは、PC増設7百万円、システム開発・更新6百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としておりますが、当事業年度において当座貸越契約に基づく短期借入金に加え、長期借入金を調達しております、当事業年度の末日における短期借入金残高は1億円、長期借入金残高は4億円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第52期 (2022年9月期)	第53期 (2023年9月期)	第54期 (2024年9月期)	第55期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高 (百万円)	5,919	8,131	8,602	8,842
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	260	202	△286	239
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	222	147	△283	194
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	68.65	46.89	△94.20	64.44
総資産 (百万円)	3,084	4,409	3,809	3,671
純資産 (百万円)	2,472	2,392	1,883	2,141
1株当たり純資産 (円)	764.44	798.91	623.96	709.42

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル商品の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

- ①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。
- ②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。
- ③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

- ①ライフスタイル商品の提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽に価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。
- ②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。
- ③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な待遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率（ROE）、配当性向及び株主資本配当率（DOE）を目標とする経営指標としております。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、3年間の基本的な経営戦略を毎年見直し、策定しております。

2023年に創業50周年の節目を迎えるにあたり、次の新たな50年に向けて策定した成長戦略「GO NEXT 50」の推進により、売上高100億円の早期実現、さらには未来の300億円企業を目指してまいります。

2025年10月からの3年間（2025年10月～2028年9月）の中期経営計画は、次の3つを重点戦略とし、さらなる躍進のための新たな基盤を構築することを目指して、経営を行ってまいります。

①NB・PBの強化

ブランド価値に基づく差別化・収益力強化を図るとともに、世界観を確立させ、提案力を進化させる。

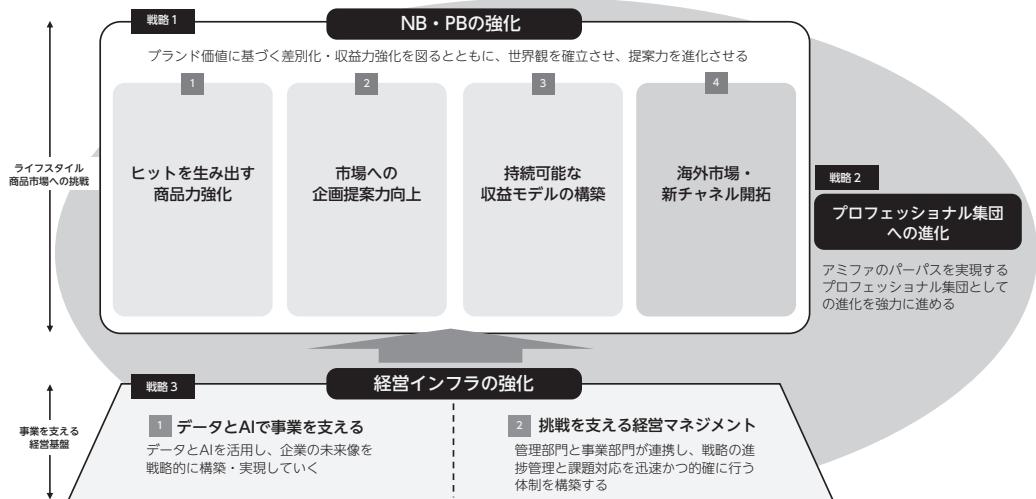
- ・NB（ナショナルブランド）：当社独自のブランド名（主に「amifa®J」）で販売。
- ・PB（プライベートブランド）：得意先のブランド名で販売。企画と製造、もしくは製造のみを当社が担う。

②プロフェッショナル集団への進化

アミファのパーパスを実現するプロフェッショナル集団としての進化を強力に進める。

③経営インフラの強化

データとAIを積極的に活用するとともに、管理部門と事業部門が一体となり迅速かつ適切に戦略を推進する。



(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は少子高齢化、人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、サスティナブル社会実現に向けた環境重視意識の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応、さらにはインフレや円安の継続による消費者物価上昇への対応等、企業には機敏な対応が強く求められてきています。

このような環境下、当社は消費者に選ばれる商品作りに邁進した結果、第52期から55期まで4年間、売上高過去最高を更新してまいりました。また、第55期は前事業年度の赤字決算から、各種取り組みにより黒字決算を達成しました。引き続き魅力ある商品開発により一層取り組むとともに、コスト合理化の諸施策の推進、生産性向上、需要予測精度向上による徹底した在庫管理の取り組みに努め、事業の発展と永続的な成長を図ってまいります。そのために当社は以下の課題に取り組んでまいります。

①商品ポートフォリオの最適化

当社は、多岐のカテゴリーにわたるライフスタイル商品を開発し、販売をしております。商品ごとの収益性やライフサイクルを的確に把握し、成長性・安定性・革新性のバランスを最適化してまいります。の中でも収益性、成長性の高い商品群を重点的に育成するとともに、新たな販売チャネルへの営業努力と新商品カテゴリー開拓を並行して進めることで成長を加速させ、事業の成長とブランド価値の向上を目指してまいります。

②企画から販売までの期間短縮

当社が販売するライフスタイル商品は、人々の身近な暮らしの中にアートやデザインをお届けすることで、楽しみや安らぎ、ワクワクする時間を提供するものです。SNSが普及し、消費者の趣味嗜好が多様化する中で、ライフスタイル商品に求められる価値も目まぐるしく変化しています。こうした変化をいち早く捉え、環境への配慮、価格優位性も磨きながら、消費者の方々への価値提案力を高め、大きな満足感を感じていただける新企画・新商品開発をよりスピード感を持って提供し、持続的な成長につなげてまいります。

③サプライチェーン強化

良質な商品を良価格でタイムリーに提供し続けることが、得意先様から当社への信頼と消費者からのリピート率の向上につながるものと認識しており、品質管理体制の強化を一層努めてまいります。また、近年の大幅な販売数量の増加に対し、継続して複合的な物流合理化諸施策を推進するとともに、販売予測精度の向上により、商品供給の最適化と在庫水準の適正化を図ってまいります。

④ICT（情報通信技術）の基盤強化

当社の総出荷数量は年間1億60百万個に及び、その種類も約6千アイテムと多岐に渡り、商品の約94%を海外生産しています。出荷能力向上と企画から販売までのスピードアップが付加価値増に直結するため、企画・製造・販売の各段階を遅滞なく効率的にハンドリングするためのICT基盤強化を行い、競争力の向上に努めてまいります。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、さらなる働き方改革を進めて社員のエンゲージメント向上を図るとともに、AIなどの先進技術を積極的に取り入れてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

当社の事業は「ライフスタイル商品事業」の単一セグメントであります。取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
ワンプライス商品事業	主に100円ショップ等の均一価格小売業向けのデザイン商品の製造・販売
チープライス商品事業	主に100円超の価格帯の小売業向けのデザイン商品、OEM商品の製造・販売

(7) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

本社	東京都港区北青山二丁目13番5号 青山サンクレストビル 3階
----	--------------------------------

(8) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

使 用 人 数 (前 期 末 比 増 減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
86名 (25名) 2名減 (2名減)	39歳3ヶ月	6年11ヶ月

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、契約、パート及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は「ライフスタイル商品事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	134
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	166

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 企業統治体制について

当社は、企業統治体制の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図っております。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の3名の委員により構成）を設置しております。

委員長	監査等委員でない社外取締役
委 員	監査等委員である社外取締役
委 員	代表取締役社長

(参考)

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、全てのステークホルダーから評価をいただくことを目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

<コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ② 株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能に努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年10月31日開催の取締役会において、本社の移転を決議しました。

新所在地：東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号 青山オーバルビル8階

移転の時期：2026年9月期 第3四半期中（予定）

本社移転は、業務運営の効率化及び従業員のモチベーション向上を目的としたものであり、当社の経営体制に重要な影響を及ぼす可能性があるため、その他会社の現況に関する重要な事項として掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数	12,800,000株
(2) 発行済株式の総数	3,235,000株
(3) 株主数	9,179名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社 ウィステリア ウエル	990,000株	32.80%
アミファ 従業員持株会	53,262	1.76
株式会社 ウイルコホールディングス	40,600	1.35
増田 明彦	30,700	1.02
米田 康三	30,000	0.99
藤井 愉三	28,400	0.94
山崎 直志	26,000	0.86
藤井 俊行	25,400	0.84
脇阪 勉	25,000	0.83
吉田 政功	23,700	0.79

(注) 当社は自己株式216,439株を保有しております。

また、持株比率につきましては、自己株式を控除して計算しております。

- (5) **当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況**
該当事項はありません。

- (6) **資本政策の基本的な方針**
当社は、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用及び持続的な成長力を維持するため、株主資本利益率 (ROE) を重要な経営目標として掲げております。また、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項**
該当事項はありません。

4. 政策保有株式について

当社は、政策保有株式を保有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤井 愉三	経営全般、経理部担当、内部監査室担当 公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団 代表理事
専務取締役	藤井 俊行	社長補佐、経営企画室担当、 マーケティング開発室担当、生産計画室統括、 情報システム室統括、営業部門統括、 業務推進部統括
取締役	三井 直美	人事総務部長
取締役	米田 康三	スリーフィールズ合同会社 代表社員
取締役 (常勤監査等委員)	阿部 正典	—
取締役 (監査等委員)	山田 昭	スリーフィールズ合同会社 代表社員 ブラザーワークス株式会社 社外監査役 King & Wood Mallesons法律事務所 顧問
取締役 (監査等委員)	高山 昌茂	協和監査法人・税理士法人協和会計事務所 代表社員 独立行政法人 国立科学博物館 監事 学校法人大原学園監事

(注) 1. 取締役米田康三氏は社外取締役であります。

2. 取締役(監査等委員)阿部正典氏、山田昭氏及び高山昌茂氏は社外取締役であります。

3. 取締役の米田康三、取締役(監査等委員)の阿部正典、山田昭及び高山昌茂の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 取締役(監査等委員)の高山昌茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により役員の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。ただし、故意又は重大過失に起因する損害は当該保険により補填されません。当該保険契約の被保険者は取締役(監査等委員を含む)及び執行役員であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。

7. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、阿部正典氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築と中長期的な企業価値向上を目指し、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について毎年評価を行っております。

当事業年度においても全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について議論いたしました。

評価項目、評価結果は以下の通りであります。

【評価項目】

- ・取締役会の構成（自己評価+自由記述）
- ・取締役会の運営（自己評価+自由記述）
- ・取締役会の議題（自己評価+自由記述）
- ・取締役会を支える体制（自己評価+自由記述）
- ・その他自由記述

【評価結果】

取締役会においては、各取締役が専門分野に応じた発言や自由闊達で活発な議論を行い、議案の審議は適切に行われ、取締役会の意思決定機能、経営監督機能は相応に発揮されており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

なお、中長期の企業戦略の議論の深化や取締役会資料の十分な検討時間の確保等は引き続き課題として認識し、取り組みを進めております。今後も取締役会全体の実効性をさらに高めるべく、必要な施策を適宜、検討・実行してまいります。

(3) 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニングは、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新を目的とし、各々の取締役が自ら研鑽することを補完するものと認識しております。

当社は、新任社外取締役に対し、就任前に当社事業説明や当社事業への理解を深める機会を提供しており、また全取締役を対象に、取締役会終了後等隨時、経営に必要な時事テーマ等を取り上げ、関係部門よりレクチャーを受ける等でのトレーニングを実施しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員 数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			固定給	業績連動報酬
監査等委員でない取締役	社内	3名	91	76 15
	社外	1名	6	6
監査等委員である取締役	社外	5名	20	20
合 計 (うち、社外取締役)	9名 (6名)	118 (27)	103 (27)	15 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
- また、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

② 取締役の報酬等の算定方法に関する方針及び当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2017年9月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りであります。

イ. 基本方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬決定にあたっては、次の事項を基本方針とし、固定給としての月額報酬、インセンティブ制度としての業績連動報酬により構成する。

- ・経営委任としての対価として適当であり、当社の成長と業績向上に結びつくものであること。
- ・会社業績に連動したものであること。
- ・株主に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で透明性が確保されていること。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役）の報酬決定にあたっては、固定月額報酬としております。

ロ. 決定の手続き

監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 取締役の報酬制度の概要

イ. 役付である業務執行取締役の報酬

- ・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ロ. 役付でない業務執行取締役の報酬

- ・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標は、前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率により計算しており、当該指標を選定した理由は当社の成長と業績向上に結びつくと判断したためであります。

その前事業年度の各々の達成率は以下の通りであります。

- ・前事業年度予算の売上高達成率：92.7%
- ・前事業年度予算の経常利益達成率：前事業年度は経常損失となつたため、0.0%と

して計算を行っております。

二. 監査等委員でない社外取締役の報酬

監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬水準等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

ホ. 最近事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定過程

最近事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を2回、取締役会を1回開催し、決定しております。

ヘ. 監査等委員である社外取締役の報酬

監査等委員である社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- ④ 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額については、取締役の報酬制度の概要に記載の通り、固定報酬及び前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率に基づいた業績連動報酬について、指名・報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

（5）社外役員に関する事項

- ① 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役米田康三氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）山田昭氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員、プラザー工業株式会社社外監査役及びKing & Wood Mallesons法律事務所顧問であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）高山昌茂氏は、協和監査法人・税理士法人協和会計事務所代表社員、独立行政法人国立科学博物館監事及び学校法人大原学園監事であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要	
取締役 米田 康三	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。主に上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会4回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員) 阿部 正典	2024年12月26日開催の定時株主総会において、監査等委員に選任されたので、就任後開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回に出席しました。主に監査等委員としての経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、常勤監査等委員として、当社の業務全般につき監督・監査を実施し、常勤監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員) 山田 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会21回のうち21回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において常勤監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会4回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 高山 昌茂	2024年12月26日開催の定時株主総会において、監査等委員に選任されたので、就任後開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回に出席しました。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において常勤監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意にあたっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積もりの内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。

本検討にあたっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金融商品取引法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。

以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものです。

3. 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した額、2百万円が含まれております。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる恐れがあると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

7. 剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な剰余金の配当の実施を基本方針としており、配当性向30%を目標としていましたが、第55期より安定的な配当を行う姿勢を明確にするため、配当性向に加えて、DOE（株主資本配当率）を新たな指標として導入いたしました。配当については、DOE3%以上を目標とするとともに、引き続き配当性向30%を目標として取り組んでまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって決定することができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、この他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもつて配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年1回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり2円増配し、26円とすることを2025年11月14日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、配当金支払日は2025年12月5日を予定しております。

内部留保資金につきましては、ICT投資及び新商品の企画・開発等に充当し、企業基盤強化のため、有効に活用していく考えであります。

貸借対照表
(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,458,284	流動負債	1,036,259
現金及び預金	842,213	買掛金	166,509
電子記録債権	9,707	短期借入金	100,000
売掛金	808,703	1年内返済予定の長期借入金	199,599
棚卸資産	1,725,787	未払金	422,731
前渡金	11,527	未払費用	28,039
前払費用	36,488	未払法人税等	88,488
その他の	23,856	預り金	11,370
固定資産	212,754	賞与引当金	19,425
有形固定資産	25,971	その他の	94
建物附属設備	10,292	固定負債	493,367
車両運搬具	0	長期借入金	201,066
工具、器具及び備品	15,679	退職給付引当金	37,965
無形固定資産	55,276	役員長期未払金	254,335
ソフトウエア	53,457	負債合計	1,529,626
商標権	1,530	(純資産の部)	
その他の	288	株主資本	2,126,804
投資その他の資産	131,507	資本金	37,220
出資金	10	資本剰余金	273,586
敷金	61,001	資本準備金	5,220
繰延税金資産	70,495	その他資本剰余金	268,366
資産合計	3,671,039	利益剰余金	1,957,764
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	1,949,764
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	1,549,764
		自己株式	△141,766
		評価・換算差額等	14,608
		繰延ヘッジ損益	14,608
		純資産合計	2,141,412
		負債純資産合計	3,671,039

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売 上	高 価		8,842,205
期 首 商 品	棚 卸 高	1,984,628	
当 期 商 品	仕 入 高	5,683,786	
	合 計	7,668,414	
期 末 商 品	棚 卸 高	1,699,351	5,969,063
売 売 上	總 利 益		2,873,142
販 売 費 及 び	一 般 管 理 費		2,602,820
營 業 利 益			270,322
營 業 外 収 益			
受 取 利 息		757	
助 成 金 収 入		1,439	
受 取 補 償 金		28	
還 付 加 算 金		166	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ 一		1,200	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益		12,097	
そ の 他		226	15,916
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		6,593	
為 替 差 損		38,224	
固 定 資 産 除 却 損		37	
支 払 保 証 料		2,131	46,986
經 常 利 益			239,251
税 引 前 当 期 純 利 益			239,251
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		88,604	
法 人 税 等 調 整 額		△43,855	44,748
当 期 純 利 益			194,503

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社アミファ
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植田健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アミファの2024年10月1日から2025年9月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式公開会社としての体制の充実等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認するとともに、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2025年11月13日

株式会社アミファ 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部 正典㊞

監査等委員 山田 昭㊞

監査等委員 高山 昌茂㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

■ amifaの商品トピックス■

2024年10月発売

エゾモモンガ・ハリネズミ企画



2025年2月発売

モールドール企画



2025年6月発売

知育企画



2025年7月発売

ミステリアス企画



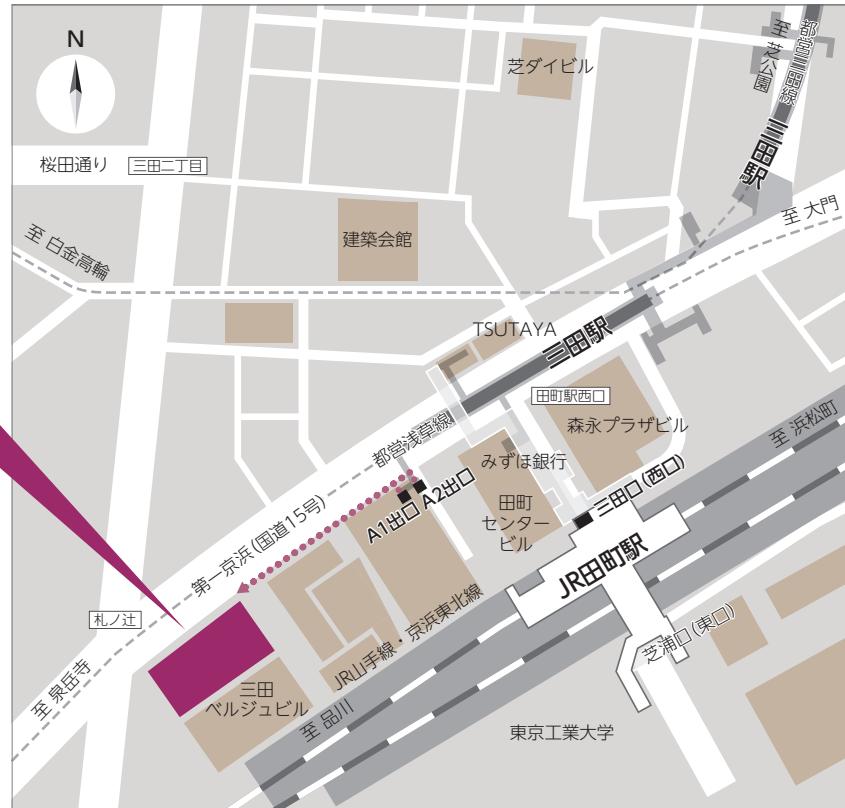
株主総会会場ご案内図

会場

札の辻スクエア 11階 ホール小
東京都港区芝五丁目36番4号

交通

JR田町駅三田口（西口）徒歩4分
都営地下鉄三田線・浅草線三田駅A1・A2
出口徒歩2分



当社のウェブサイトでは株主・投資家の皆様に対して、
企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。
当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.amifa.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。